

政府調達手続に関する運用指針

我が国の政府調達については、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束に基づき透明性、公正性及び競争性の確保が図られてきているところであるが、供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の確保に資するとともに透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とするため、改正協定その他の国際約束の対象となる調達及びこれに準ずる手続をとる調達について、以下の運用指針に則り、所要の措置の実施を申し合わせる。

1. 適用範囲

- (1) 本運用指針は、改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び付表 3 に掲げる機関（以下「調達機関」という。）の締結する調達契約であって、10万SDR以上の改正協定の対象となる調達契約（改正協定の適用を受ける建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）を適用対象とする。
- (2) 個別分野において特別の手続・措置が定められている場合には、本運用指針の措置にかかわらず、それぞれの定められた手続・措置が適用される。なお、当該特別の手続・措置と抵触しない限りにおいては、本運用指針中の措置を実施することとし、その範囲については別紙のとおり。
- (3) 調達機関は、10万SDR未満の調達についても、透明性・公正性及び競争性を確保するよう努めるとともに、随意契約の縮減を図る。このため、調達に関する情報の提供、相談の受付等の事務を円滑に処理する体制を整備し、照会等に対し迅速かつ的確に対応することにより、内外の供給者等の利便を図る。

2. 市場調査の基本的考え方

- (1) 調達を円滑に実施するため、調達機関は、予定される調達に係る仕様の策定及び市場調査に関する情報収集につき市場調査を行う場合には、公正性かつ無差別性を確保した上で供給者に対し情報提供を要請する。
- (2) また、調達機関は、公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、仕様の策定に直接関与した供給者を入札手続に参加させてはならない。

3. 調達機関における調達前調査のための資料提供及び意見招請

調達機関は、供給者からの資料等の提出を求めなければ適切な仕様等を決定することが困難な案件（80万SDR以上の調達額と見込まれるものに限る。）については、急を要する場合及び改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合を除き、年度開始又は年度開始前の可能な限り早い時期に、次の措置をとるものとする。

- (1) 調達機関は、予定される調達案件に係る基本的な要求要件に関する資料その他必要な情報の提供招請につき官報に公示を行うとともに、供給者の要請に応じ、その写しを提供する。
- (2) 官報による公示には、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達機関名及び連絡先

- ロ．調達概要（名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件）
 - ハ．資料等の提供期限
 - ニ．説明会を開催する場合にはその旨注記
- (3) 上記ハの提供期限は、急を要する場合を除き、資料等の提供招請の公示の翌日から起算して少なくとも30日以降の日とする。

4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請

調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件、単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合、改正協定に規定する限定入札（随意契約）に該当する場合、不落となり、再度、同一内容の入札を行う場合及び技術的対話を経た一般競争入札に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。

- ① 調達機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。当該公示を補完する上で必要な場合には、上記3.の資料招請手続において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、当該公示は、急を要する場合においては、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で、入札公告（公示）の予定日までの期間を30日より短縮して行うことができる。
- ② 上記①に規定する仕様書の案の作成が完了した旨の公示（③及び④において「意見招請の公示」という。）においては、以下の事項を明らかにする。
 - イ．調達機関名及び連絡先
 - ロ．調達の内容（名称、数量）
 - ハ．仕様書案の入手先
 - ニ．意見の提出期限
 - ホ．説明会を開催する場合にはその旨の注記
- ③ 上記②のニの意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とする。
- ④ 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、当該公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。
- ⑤ 上記の規定にかかわらず、上記①ただし書に規定する期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合には、上記①～④の意見招請手続を省略することができる。ただし、その場合には、入札公告（公示）においてその旨を明記する。
- ⑥ 上記①～④の意見招請手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の入札公告（公示）後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。

- ⑦ 調達機関は、上記①～④の意見招請手続をとる場合には、必要に応じ、入札前説明会を開催する。

5. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供

- (1) 各省庁等（改正協定の附属書 I 日本国の付表 1 及び付表 3 に掲げる機関、以下同じ。）は、80 万 S D R 以上の調達額と見込まれる調達計画について、年度の可能な限り早い時期に、官報に以下の事項を公示する。ただし、本項の公示以前に入札公告又は前項の意見招請を行っている場合は、本項の情報提供の手続は省略できる。

イ. 調達機関名及びその住所

ロ. 調達の内容（名称、数量等）

ハ. 入札公告（公示）の予定時期

- (2) 外務省は、会計年度の当初又は年度の可能な限り早い時期において、または各省庁（当該省庁の監督の下にある政府関係の法人を含む。）は、更に詳細な情報を供給者に提供する機会を設ける必要がある場合において、関心のある内外の供給者を対象として政府調達に関するセミナーを開催し、以下の内容を説明する。この場合において、当該セミナーの開催者は、内外無差別の原則に沿って、セミナーにおける説明の内容を閲覧の方法により公表する。

イ. 上記(1)の公示に係る調達案件

ロ. 多くの供給者が関心を有すると想定される調達関連情報（予算上の留保等を付した上で可能な限り次年度以降の政府調達の見通しを含む。）

ハ. 資格審査手続の概要その他競争参加に必要な資格等

6. 供給者の利便に資するための調達情報の提供

- (1) 調達機関は、外国供給者等の参入機会に関する情報提供及び広報の強化に努めるとともに、外国供給者等から競争参加資格手続、入札手続等契約手続に関する照会等又は調達に関する諸情報の提供依頼等を受けた場合には迅速かつ的確に対応するよう十分配慮する。
- (2) 日本貿易振興機構は、官報に掲載される政府調達情報をデータ・ベース化し、在日外資系企業をはじめ政府調達に関心を有する内外の企業に幅広く提供する。
- (3) 政府調達に関心を有する供給者の利便に資するため、外務省と調達機関は協力して、調達機関の名称、連絡先、担当者名等供給者がより容易に調達機関に照会等ができることに資する情報を一元的に取りまとめ、官報による公表を含めその情報を政府調達に関心を有する内外の供給者に幅広く提供するよう努める。また、日本貿易振興機構等は、政府調達情報のデータ・ベース化と合わせて、上記の情報を原則翌営業日中にウェブサイトに掲載し、正確にかつ幅広く内外の供給者に提供する。
- (4) 各省庁等は、各関係の調達機関の所定の窓口において、調達案件の照会先を明らかにして会計年度の当初において明らかとなっている 10 万 S D R 以上の価額と見込まれる調達案件を閲覧により公表する。
- (5) 日本貿易振興機構は、各省庁等から提供される調達情報につき、関心のある供給者から情報の提供を求められたときは、その情報に係る調達計画が変更となることが十分にあり得ることを明らかにし、かつその変更等に対して供給者が苦情を申し立てることがないことを条

件として、内外無差別の原則に沿って当該情報を提供する。

- (6) 各省庁等は、関心のある供給者からの照会があった場合には、その照会に応ずるものとする。

7. 調達を円滑に行うための内外供給者情報の収集

各省庁等は、調達予定の物品に係る内外供給者情報の収集に努める。

特に、外国の供給者に係る情報については、日本貿易振興機構は、各省庁等の調達部局から照会がある場合には、外国の供給者から収集した関連情報の提供に努める。

8. 随意契約締結前の情報の公表

調達機関は、10万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件を随意契約により調達しようとするときは、競争に付しても入札がない又は再度の入札をしても落札者がいない場合、極めて緊急を要する場合、公募（入札参加者を募る行為又はデジタルマーケットプレイスカタログサイト登録事業者を募る行為）を経た場合及び当初の入札に際して一定の条件が満たされれば契約を更新することがある旨を全ての供給者に明らかにしている場合を除き、適切な随意契約であることを明らかにするため、以下の措置をとる。

- (1) 調達機関は、契約の予定日の少なくとも20日前に官報に随意契約による旨を公示する。
(2) 随意契約による旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。

イ. 調達の内容（名称、数量等）

ロ. 随意契約の予定日

ハ. 随意契約によることとする改正協定の規定上の理由

ニ. 予定される随意契約の相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

9. 調達手続の厳正な運用

- (1) 調達機関は、調達に当たっては、改正協定その他の国際約束の規定及び会計に関する法令又はこれに準拠した規則に従い、厳正に運用するものとする。特に、内外無差別の原則の下、一般競争契約を原則としている現行制度の趣旨に則して、指名競争契約及び随意契約を縮減する。
(2) 物品の性質等により参加資格を制限しようとする場合であっても、一定の客観的な入札参加資格基準を定め、それに合致するものは誰でも競争入札に参加できる一般競争契約を用いることを原則とする。

また、指名競争契約によらざるをえない場合にあっても、指名が特定者に偏することを避けるよう指名競争契約の適正な運用に努める。

- (3) さらに、調達機関は、昭和55年の「政府調達に関する協定」の受諾及び昭和62年の同協定の改正に際しての大蔵大臣等の通達における以下の点につき、一層留意の上、適切に運用するものとする。

- 国の物品等の調達手続の特例を定める政令の施行について（昭和 5 5 . 1 1 . 2 7 蔵計 3 0 9 6 大蔵大臣から各省各庁の長あて）
 - 1 一般競争又は指名競争に付する場合はもとより随意契約による場合においても、内外無差別の原則に沿って、契約の相手方の適正な選定を行うこと。
 - 2 資格審査に係る事務をできる限り一元的に行う等、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の利便について配慮すること。
 - 3 協定において、商標等を特定して一般競争又は指名競争に付することを禁止しており、また、随意契約にすることができる場合が制限されていることにかんがみ、必要に応じて技術審査を伴う入札手続を採用する等、入札手続の適切な運用に努めること。
 - 4 協定が随意契約にすることができる場合の要件について厳格に規定している趣旨にかんがみ、随意契約によることの可否については、特に慎重に判断すること。

- 国の物品等の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令等の施行について（昭和 6 2 . 1 2 . 2 5 蔵計 3 0 1 5 大蔵省主計局長から各省各庁会計課長あて）
 - 1 一般競争に付する場合はもとより指名競争に付する場合又は随意契約による場合においても、契約の相手方の適正な選定を行い、いやすくも特定の供給者が有利となるような方法によって市場調査を行い、又は調達に関する情報の提供を行ってはならないこと。
 - 2 競争参加者の資格審査に係る基準及び格付を統一化するとともに、当該審査に当たっては、国内供給者と外国供給者とを同等に取り扱うほか、当該供給者の取扱産品の原産地によっても差別を設けることなく同等に取り扱うこと。

- (4) また、調達機関は、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件については、可能な範囲内で積極的に総合評価落札方式をとることとするが、透明性及び公正性を欠くことがないよう、また、国民の税負担を財源とする予算の効率的使用を損なうことがないよう、十分に留意して、運用するものとする。

なお、総合評価方式が採用される調達案件については、調達案件の価額に関わらず前記 3. に規定される資料提供招請、及び 4. に規定される意見提供招請の手続を採用することが勧奨される。

- (5) 調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。
 - イ 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること
 - ロ 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること
 - ハ 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること

- (6) 落札後の契約修正について、契約価格を 1 0 万 S D R 又はそれ以上引き上げる契約範囲の修正は、新たな調達として、本運用指針中の措置に定める手続を適用する。ただし、大幅な仕様の変更がなく、期間の延長等を行う場合を除くものとする。

10. 供給者の利便に資するための運用上の配慮

- (1) 調達機関は、入札公告（公示）において、改正協定の規定により求められる事項のほか、当該入札に関する「問い合わせ先」を追加して掲載するとともに、「競争参加資格」、「納入場所」及び「納入期限」についても英語による概要の記載の中に追加して掲載する。
- (2) 調達機関は、入札公告（公示）の日から入札書が受領される日までの期間について、改正協定の規定による40日以上を特別の事情（改正協定の規定に基づき入札公告（公示）期間を短縮する場合を含む。）がない限り50日以上とする。

11. 調達手続の簡素・合理・効率化

調達手続の簡素・合理・効率化の観点から当面、以下の措置の実施を図る。

- (1) 政府調達に関心を有する供給者に調達情報をより便利な形で提供し、新規供給者等の入札機会を拡大するため、統一化された様式により、政府調達関係の官報公告を取りまとめた官報を発行する。
- (2) 申請者の負担軽減及び審査事務の合理化を推進するため、単一資格審査制の実施を徹底する。資格審査申請書類については、簡素・統一化する。また、省庁間で統一化された資格審査基準により資格審査を行う。供給者登録制度に基づき登録を申請した関心のある供給者に対し、調達機関は合理的な期間内に、登録が許可されたかどうかを通知すべきである。

12. 調達の透明化等に資する情報の公開

改正協定等に規定する情報の公開によるほか、一層の透明化等に資するため、以下によりさらに積極的に情報を公開する。

- (1) 調達機関は、指名競争入札を行った場合には、官報に掲載する当該入札の落札情報の中に指名した供給者名を公示する。
- (2) 調達機関は、関心のある供給者が競争参加の有資格者の名称及び住所が記載された名簿を閲覧できるよう整備し、官報にその閲覧の照会先を公示する。
- (3) 外務省は、官報にWTO政府調達委員会へ報告する統計を公示する。

13. 苦情処理の推進

本運用指針に基づく個々の政府調達の執行手続に関し、公正性、透明性及び競争性が確保されるよう、調達に利害関係のない、公正かつ独立した審査体制による苦情処理を推進する。

14. 本運用指針の実効性の確保

- (1) 独占禁止法の規定に整合的な入札ないしは提案に基づいて調達をすることが政府の政策であることに鑑み、調達機関は、反競争慣行に対処する適切な措置を講ずる。

イ 調達機関は、公正取引委員会が事業者及び事業者団体による入札談合行為等の防止の徹底を図るために策定した「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を踏まえつつ、入札において独占禁止法に違反する行為が行われることのないよう、公正取引委員会との緊密な連絡を図るとともに、反競争的な行為に対しては、関係法令に則り厳正に対処することとする。

ロ 調達機関が、その調達(調達仕様書の作成を含む。)に関連し、独占禁止法に違反する可能性のある行為の存在を示すような情報を得た場合は、当該機関は、公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することができるよう、かかる情報を適時に同委員会に対し提供する。

ハ 前記目的のために調達機関は、公正取引委員会に対し、独占禁止法違反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするための連絡担当者名を提供する。

(2) 総務省は、政府調達手続の透明性、公正性を確保するため、行政評価・監視の効果的实施に努める。

15. 指導・協力要請

各省庁等は、広く政府関係機関一般に対し、協定、改正協定その他の国際約束及び本運用指針に基づき、内外無差別かつ透明な手続に向けて調達手続の一層の改善に努めるよう指導を行うとともに、その実施状況の把握を行う。

また、地方公共団体に対しても、協定、改正協定その他の国際約束の対象となる機関、基準額及び調達について、地方の実情及び関係法令の規定を踏まえつつ、本運用指針の趣旨に則った協力要請を行う。

16. 本運用指針のレビュー及びフォローアップ

(1) 本運用指針の着実な実行を確保するため、内閣官房副長官補を中心として本運用指針のフォローアップのための関係者会議を組織し、毎年本運用指針の実施状況及び供給者の活用状況をフォローアップすることとし、そのフォローアップ結果とともに本運用指針の実施状況をレビューする。その際、内外の供給者及びそれを代表する団体から意見・要望を徴取する機会を設ける。

(2) 内閣官房副長官補は、個別調達実績（個別落札情報及び随意契約情報）を取りまとめ、上記関係者会議におけるフォローアップ結果とともに政府調達実績に関する年次報告を公表する。

(別紙) 個別分野において特別の手続・措置が定められているものについて、本運用指針の措置を実施する範囲

	スパコン	衛星	コンピューター
3. 調達機関における市場調査のための資料提供招請	-	-	本運用指針を適用
4. 調達を円滑に行うための調達前の意見招請	-	-	-
5. (1) 年度当初の官報公示	本運用指針を適用	本運用指針を適用	-
5. (2) 年度当初のセミナー開催	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
6. 供給者の利便に資するための調達年度の当初における情報の提供	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
7. 調達を円滑に行うための内外供給者情報の収集	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
8. (1) 随意契約による旨の官報公示	-	-	本運用指針を適用
8. (2) 公示事項	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
10. 供給者の利便に資するための運用上の配慮	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
11. 調達手続の簡素・合理・効率化	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用
12. 調達の透明化に資する情報の公開	本運用指針を適用	本運用指針を適用	本運用指針を適用